



# 栃木県公報

平成27年  
12月15日(火)  
第2742号

## 目次

### 告示

- 自衛官候補生の募集期間..... 1011
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 1011
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 1011
- 土地改良区定款変更の認可..... 1012
- 道路の区域の変更..... 1012

### 公告

- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 1012

### 調達等公告

- 入札公告..... 1013

### 宇都宮市街地開発組合

- 宇都宮市街地開発組合財政事情の公表..... 1014

## 告示

### 栃木県告示第572号

平成27年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福田 富一

募集種目	募集期間
自衛官候補生（男子）	平成27年12月15日（火）～平成28年2月16日（火）

### 栃木県告示第573号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福田 富一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生（男子）	平成28年2月21日（日）	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地

(市町村課)

### 栃木県告示第574号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業 所		事業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0950100206	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス プ ィ ュ ア 滝の原教室	宇都宮市滝の 原 1-3-54	株式会社 A n g e l f a r e	宇都宮市一条 4-5-28	平成27年 12月1日	放課後等デイ サービス

(障害福祉課)

栃木県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
真 岡 土 地 改 良 区	平成27年11月25日

(農地整備課)

栃木県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年12月15日から平成28年1月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路 線 名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	宇都宮市屋板町396-15から 宇都宮市屋板町390-6まで	25.1～48.8	26.4	
	後	宇都宮市屋板町396-15から 宇都宮市屋板町390-6まで	25.1～48.8	26.4	

(道路保全課)

公 告

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成27年 12月7日	佐野市高砂町1 佐野市市民生活部市民課	佐野市浅沼町798 佐野市東仮庁舎市民生活部 佐野総合窓口課	佐野市

(会計局会計管理課)

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

(企業局) 事務所移転用物品購入 1式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成28年2月29日

(4) 納入場所 栃木県庁舎北別館(仮称)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「事務用機器、紙、文具類」、小分類「事務機」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成28年1月7日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 栃木県内に本店、支店、営業所又は代理店を有するものであること。

#### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町12番11号 栃木県企業局経営企画課企画調整担当  
電話028-623-3825

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年1月7日(木) 午前10時 栃木会館6階企業局第1会議室

(3) その他

入札説明書は、平成27年12月16日から同月22日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

#### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第116条第1項第1号及び第4号から第7号まで並びに第2項に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(企業局経営企画課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第11号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定により、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成27年12月15日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、毎年6月と12月に公表しているものです。

今回は、一般会計に係る平成27年度上半期（平成27年4月1日から同年9月30日まで）の財政状況及び平成26年度宇都宮市街地開発組合決算状況について、その概要をご説明いたします。

I 平成27年度一般会計予算の執行状況

平成27年9月30日現在における上半期の一般会計予算の執行状況は、次のとおりです。

(1) 歳入

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	調定額に対する 収 入 割 合
1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		100.0
2	財 産 収 入	44,046,000	25,360,659	25,360,659		100.0
3	繰 入 金	37,689,000	6,000,000	6,000,000		100.0
4	繰 越 金	100,000	233,874	233,874		100.0
5	諸 収 入	42,000	22,223	22,223		100.0
歳 入 合 計		81,887,000	31,627,256	31,627,256		100.0

(2) 歳出

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
1	議 会 費	2,542,000	983,600	1,558,400	38.7
2	総 務 費	75,659,000	27,398,826	48,260,174	36.2
3	処 分 管 理 費	3,586,000	940,254	2,645,746	26.2
4	予 備 費	100,000		100,000	
歳 出 合 計		81,887,000	29,322,680	52,564,320	35.8

II 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成27年3月31日現在	増 減	平成27年9月30日現在
行 政 財 産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普 通 財 産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

## (2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分	平成27年3月31日現在	増 減	平成27年9月30日現在
1 有価証券	6,484,040,130	800,000,000	7,284,040,130
2 現 金	3,813,846,656	△ 788,508,942	3,025,337,714
合 計	10,297,886,786	11,491,058	10,309,377,844

## Ⅲ 平成26年度一般会計歳入歳出決算状況

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入77,523,071円、歳出77,289,197円で、歳入歳出差引額は233,874円となりました。

## (1) 歳入

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	(不納欠損額) 収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		500
2	財 産 収 入	43,448,000	43,134,632	43,134,632		△ 313,368
3	繰 入 金	36,330,000	34,180,407	34,180,407		△ 2,149,593
4	繰 越 金	100,000	154,613	154,613		54,613
5	諸 収 入	43,000	42,919	42,919		△ 81
	歳 入 合 計	79,931,000	77,523,071	77,523,071		△2,407,929

## (2) 歳出

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1	議 会 費	2,542,000	2,210,565		331,435	331,435
2	総 務 費	74,914,000	73,393,862		1,520,138	1,520,138
3	処 分 管 理 費	2,375,000	1,684,770		690,230	690,230
4	予 備 費	100,000			100,000	100,000
	歳 出 合 計	79,931,000	77,289,197		2,641,803	2,641,803

## (3) 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成26年度決算に係る資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じていないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっています。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率
一 般 会 計	- (20.0)

## 備考

1 資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示。

2 カッコ内は経営健全化基準の数値を表す。